

人またるかきくもり雨もふらなむわびつつもねむ」(七七五)と結句が異なるが出てゐる。結句が「わびつつもねむ」ではなくて「コヒツツモネン」と「慕漏寝」^(三)が対応するならば、『雑々集』の「れんとうしん」から「恋筒寝」表記が想定され、「も」を訓み添えるとはいへ「筒」の借訓仮名の方が仮名としては自然である。言語遊戯のことながら『古今和歌集』の仮名表記の和歌を『萬葉集』や『新撰萬葉集』のような訓字表記にした表記体を念頭に置いて興味深い。実際には訓読みの際しては和歌にするという制約があり、音読みは単漢字の字音だからまったくと同じではないけれども、想定される訓字表記に漢字の「訓」と「音」が並行する形である。

一ふく三かう くらい たい しまあん かうう れんとうしん(音)
一伏三仰 不來 待 書 暗 降雨 恋筒寝
ツキヨニハ コヌヒト マタル カキクモリ アメモフラナン コヒツ、モネン(訓)

右のように図示すると『雑々集』の場合は訓字表記の部分は伏せられて「音」から「訓」への変換には訓字と借訓仮名が混在している。借音仮名がないのはこの謎かけでは意図的であるとみてよいだろう。『萬葉集』に「暮三伏一向夜(夕月夜)」(一〇・一八七四)とあるように、「一伏三仰」は「月夜」という語句に対応した義訓表記だが残りは訓み添えがあるにしても単漢字の「音」「訓」の対応である。この場合の字音読みは「訓」(ツクヨ)とも結びついてゐるから「一ふく三かう」の音読みは「一伏三仰」の表記体と結びついた表語の「字音語」というべきだろう。

しかし、漢字の字音が字音語として訓字の表記体と結びつくという関係は国語語彙としての音読語の成立だが、いわゆる漢字原音を声調も含めて直読することとは異なる。漢語の字音には原音通りに声調も韻尾も発音する直読方式のそれと、訓読を介して日本語化し、仮名表記できる語形を讀んだ音読方式とがあり得る。呉音と漢音の別もあるから軽々に漢字原音とは言いにくいけれども、たとえば日本書紀歌謡では森博達氏^(三)が明らかにしたように漢訳仏典の陀羅尼に同じく、漢字原音に依拠して、その字音声調を日本語のアクセント表示に用いる表音表記が行われている。いわずもがなのことながら中国語母語者の耳で聴いた日本語(外国語)を母語の漢字音で写し取ったものを「六書」の用語を用いて「仮借表記」という。書紀歌謡は卷によつて揺れはあるが原則として仮借表記されているとみられる。一方、古事記歌謡でも同じく漢字音を借りているが、こちらは字音声調は直接関与せず日本語母語者が理解した漢字音を表音表記に用いており、仮借表記に対しては「仮名表記」したものとされる。この区別は日本書紀と古事記の文体差に伴う表記体属性の違いに依拠しているが、訓読を介せばいずれも仮名表記という見方もできる。

日本語表記史上の「仮名」の位置付けについては乾善彦(二〇一七)が指摘したように「仮借から仮名へ」という大きな枠組みがある。乾氏は古事記と日本書紀のα群・β群を含めた記紀歌謡三部分には共通字母群が認められ、そこに「基層の仮名」の存在を指摘している。その上で、

中国語文として書き、漢字の借音の表音用法においても

きるだけ当時の漢字音に基づこうとした日本書紀歌謡の筆者も、それら（佐野注・当時の常用の仮名字母）が当時の漢字音に齟齬しない範囲で、使えるものは使ったものと思われるのである。とするならば、やはり、日本書紀の歌謡も、全体が漢文（中国語文）であるかぎりにおいて、形式としては仮借ではあるけれど、実態としては日本語を日本語として書きしるす点において、仮名書きされていることにかわりない。（九〇頁）

と述べている。乾氏は「基層の仮名」について「これは具体的な仮名の用法を考えるのではなく、基層というひとつの目に見えない作業仮説のようなものである」（一一二頁）とするように、表記体の属性の異なりを越えて字母が共通する事実は、日本語（あるいはその要素）を表音表記する「仮名」が、「漢字の用法の一つとして、共通の基盤の上に成り立っていた」（九一頁）ことを示唆している。しかし、仮借と仮名で共通して使える字母がある一方で、共通していない字母があることも事実である。記紀だけでみれば異なり字母数の差があるために「使わなかった」のか「使えなかった」のかはなお判然としないが、共通字母の分布は、仮借の用法が仮名を派生したのか、仮名の用法が仮借を包摂したのかやはり解釈が異なるようにも思われる。理論上、仮借に対して仮名が後発であることは疑いないにしても、乾氏の言説はその後者の方で捉えるからこそ「基層の仮名」なのだが、仮借表記に用いられた「漢字原音」と、仮名表記の「日本語節音」はどこで通用し、表記体はなぜ共有できるのかという点が課題である。つまり、仮借と仮名とい

う表記体の異なりはいかにして乗り越えられたのかという点で、乾氏の「基層の仮名」仮説はそれ自体が日本語表記史上の大きな問題を提示しているように思われる。

2 音読と訓読

前述の窠の説話に関連して、同一テキストを音読と訓読の両方で読むということがある。『宇津保物語』蔵開中に俊蔭の詩文を仲忠が訓読と音読をとりあわせて講書する場面がある。

俊蔭のぬしの集、その手にて古文に書けり。今一つには俊蔭のぬしの父式部大輔の集、草に書けり。（朱筆）「手づから点し、読みて聞かせよ」とのたまへば、古文武机の上にて読む。例の花の宴などの講師の声よりは、少しみそかに読ませたまふ。七、八枚の書なり。果てに、一度は訓に、一度は音に読ませたまひて、面白しと聞こしめすをば誦せさせたまふ。何ごとしたまふにも、声いと面白き人の誦じたれば、いと面白く悲しければ、聞こしめす帝も、御しほられたまふ（新編日本古典文学全集に拠る）。

夙に中田祝夫（一九五四）が右の箇所について「『聲』（こゑ）とは字音を指すものであつて、書紀の古訓にも音博士を「コエノハカセ」（釋日本紀もおなじ）と読むのであるが、これは平安時代に一般に通用してゐたのであつて、このところの訓と聲とは、訓讀と音讀とを指したものであることは疑ひない」（八頁）と述べている。中田氏は「漢文音讀」の消長を仮定し、平

安後期から訓読語が固定化する背景に「音讀の消滅」があるとみて、

音讀が消滅すれば、訓讀が漢文の正式な唯一の讀法となる。その裏面には、外国語文として漢文を、その原文本来の意味のままに自由に取義するといふ力の消失弱화가考へられる。かなり形式的に機械的な反例の訓みが行はれて原文の原義を遠ざかる方向におちて行く。そのために優れた學者の加點本が尊重されるやうになり、また訓點の授受、訓點本傳受が師弟の間に行はれるやうになり、訓點を書寫すること、つまり移點することが盛んに行はれるに至った。これがつまり平安後半期における訓點語固定化の大きな原因の一つになったと、筆者は考へるのである。(二三三頁)

としている。右の「音讀消滅」仮説は古代日本語の表記体としての漢字の「音」と「訓」を考へる上で示唆に富む。中田氏は「漢文を讀むのに、その漢字を始めから全部字音で讀み下すのを音讀といひ、國語の語序に順じ反例して國語讀みするのを訓讀といふ」(五頁)と述べて、直後に「音讀」と「訓讀」を捉えている。その上で、日本に入ってきた「字音」には朝鮮半島を通じて入ったもの、日本に入ってきたから長い年月を経て著しい訛音になったものもあるから、中国語の「原音からは甚だ遠く」なつて、中国語母語者には理解できないものになつていくけれども、それが中国語の性格を有していることは言うまでもないことで、「訓讀」による読み下し文が日本語であることも自明のことだとしている。そして氏自身の仮説に照らして、

歴大な点本調査から平安中期の字音語の存在を位置づけつつ、それを遡る上代における「漢文書き」で書かれた中にも「音讀」された字音語が少なからず含まれていたはずだと述べている^④。

「字音語」という術語について中田氏は、原文のまま取義する「字音語」と、文選讀みのように訓読語と対をなす「字音語」とを必ずしも分けていない。中田氏のいう「音讀の消失」とは中国語の原音で「音讀」する力の弱化的意であつて、訓読の枠組みに取り込まれた字音語語彙がなくなつたという意味ではない。しかし、中田氏の一連の言説は、原音を再現する字音語(外国語)と日本語で訓まれた字音語(外来語)という、「字音語」に位相があることを指摘している。漢字(漢語)に対する直読方式と音読方式の異なりである。この二種は中国語としての性格の有無(前者は中国語で後者は日本語だといった認識)に対応しているわけではないけれどもそれぞれの語性の異なりがあるという見立てである。

中田氏もいうように、学令の規定と後の『令集解』の記述からは、

凡そ学生は先づ經の文読め。通熟して、然うして後に義講へよ。(学令)

とあり、集解に「釋に云はく、文を讀めとは白讀の謂ひなり。唐令の文を讀めと此とは異なるなり。唐令は音博士無し。」とある。日本思想大系頭注には「素読」をするとあるが、集解は「古記に云はく、学生先づ經文を讀めとは経音を讀むの謂ひなり。」とある。この条の最後に「醫生大学生らの讀むことは訓

を読むなり」とあって専攻によつては音ではなく訓で読むことが求められているから、「経の文読め」とは中国語音で読むことだとみて差し支えない。

たとえば、『金光明最勝王経音義』（承暦三年写）の以呂波歌の後に濁音仮名の一覧を示し、さらに「次可知レハ二種借字」としてng音「レ」、撥音「ハ」の仮名が出ている（以下当該符号を片仮名「レ」と踊り字「ハ」で代用）。具体的に「方（ハレ）」「房（婆レ）」「形（義やレ）」には「件レ音字ニハ異也」とあり、「仙（せハ）」「善（是ハ）」「見（介ハ）」には「件ハ音ムニハ異也」とある。つまり「方（*ハウ）」、「仙（*セム）」ではなく、韻尾がng音・n音であることをそれぞれ示している。⁵¹⁰

もとより原音といつても後世の『大般若経字抄』の音注に「漢吳二音相同之字」を用いることなどを含めて、漢音と呉音の位置付けをめぐる大きな問題があるから軽々に「原音」などとは言えないことではあるけれども、中田氏がいうような意味での「音讀」（直読）と訓読環境下の「字音語」とはやはり懸隔があるように思われる。

これに関連して、

癸卯、詔して曰はく、「釈典の道、教は甚深に在り。転経・唱礼、先に恒規を伝ふ。理、遵ひ承くべくして、輒く改むべからず。比者、或は僧尼自ら方法を出して妄りに別音を作す。遂に後生の輩をして積み習ひて俗を成さしむ。肯へて変へ正さずは、恐るらくは法門を汚さむこと、是より始まらむか。漢の沙門道榮、学問僧勝暁らに依りて転経・唱礼すべし。餘の音並に停めよ。（養老四年（七二〇）十

二月『続日本紀』） 釈文は新日本古典文学大系に依る。）

とある詔は、新大系補注に「転経・唱礼の際の節廻しについて統制が図られることになった」とされるが、夙に湯沢質幸氏が指摘したように、別音は後発のもので読誦音として伝統的な正しい呉音に統一することを求めたものであるろう。⁵¹¹ 日本書紀撰進が果たされた年のことであるから、一方に漢音の正統が示されたことで改めて仏典の呉音（直読方式のそれ）を統一する意図かとも思われる。翻って後発の「別音」「餘音」は次第に「俗」となった字音とみられ、漢音でもなく呉音系統誦音からも離れた第三の字音ということになる。前引最勝王経の「件レ音字ニハ異也」「件ハ音ムニハ異也」が示すところは、後世のものながら「方」を「*ハウ」、「仙」を「*セム」と読誦音ではない「別音」で読む「誤り」があつたことを示す。あるいは*を付したものは日本語での「字音語」に相当するものかとも考えられるが、直読方式ではない字音が生じていた可能性がある。

中田氏が問題とした訓読語の固定化は氏自身がいうように「漢文讀法」の形成といふことが大きいけれども、それは表記論からすれば、文字もしくは文字列と言葉の対応のうちに二次的な表語性を付帯して、漢字に対する訓の選択可能性を制限する形で「語の表記体」、すなわち訓字になつたことが一因かと思われる。視点を換えればこのことは中国語からの離脱であつて「音讀」（直読）という中国語字音から直接取襲する読み方の消失、もしくはその相対化を示す。

たとえば「浩汗トオキロナリ」などの文選読みがある。口頭での字音から即座に意味が喚起できない漢語に対して表語的な日

本語（訓読み）が付帯する形であるから、口頭で字音語を教授する上では有効な訓読法である。音訓併読の文選読みの存在は、漢語表記とそれに対する音読・訓読が結びついた表語的表記体として「音読語」と「訓読語」が個々に成立していることの裏返しでもある。そういう意味では「語の表記体」の内部構造が訓読の形で露出したものが文選読みだともいえる。文選読みの字音は直読方式ではなく音読方式とみられるが、音読語が訓読語と並列されるところに「字音語」が訓読の枠内にあったことを示唆する。

字音語の語形に原音直読と、訓読の枠内にある日本語での字音読みの二種の位相がある。直読にあっても呉音のように時代的に古語化したものは、参照すべき原音の消失に伴って、結果的に学識上の字音として直読方式と音読方式の二重指定を受けてしまう。このために「呉音」という枠組み（正統な呉音系統誦音）が再構成された（七二〇年詔）。呉音の字音語が訓字Ⅱ「語の表記体」になることは、前掲の詔にある「俗」となった「別音」の存在が示唆するように、インフォーマントによって補正が利く漢音に対しては先行して字音語化したことは想像できる。これは後述する借音仮名の形成にも関わるが呉音の位置付けは日本語表記史上の大きな問題でもある。

3 萬葉集における和歌の字音語

右のようにことさらに字音語に二つの位相を捉えるのは、一つには書紀歌謡にみられる仮借表記のあり方と古事記・萬葉集にみられる借音仮名表記のあり方の差異を表記体として観察す

るためだが、ここでは借音仮名表記に関わる字音語の位置付けを考えてみたい。

借音仮名は字音を利用したものがなら、漢字の上平去の三声や入声を含む韻尾を捨象・加工するなど原音からは離れている。いわば「別音」である。けれども、具体的な訓字上の字音語となると、それらに異なる訓を与えるかは字音仮名遣いが明らかではない上代では判断が難しい。たとえば、萬葉集に漢語の字音語とみなされるものを拾うと、次のようなものがある。なお挙例は句単位で示す。

「餓鬼がまのしりへに之後尔（4・六〇八）」、「火氣ほけふ布伎ふぎ多弓受（5・八九二）」、「布施にまをさば於吉弓（5・九〇六）」、「過所こすお奈之尔（15・三七五四）」、「功尔申者（16・三八五八）」、「二乃目（16・三六三）」、「四佐倍有来（16・三八二七）」、「法師等之（16・三八四七）」、「力士舞（16・三八五六）」、「波羅門乃（16・三八五七）」、「無何有乃郷尔（16・三八五一）」、「塔尔莫依（16・三八二八）」

一首中に複数用いられるものもあるが全体としては巻十六に多い。他に字音語か倭語かで揺れるものとして「香塗流（16・三八二八）」、「佛造（16・三八四一）」、「草莢尔（16・三八五五）」、「朝参乃（18・四二二）」があるが、これらの語句についての個々の訓については機会を改める。右の中でもっとも字音語を多く含むのは数詞を含む巻16・三八二七の「雙六の目」を詠

む例だが、これについては後述する。

柳田征司（一九九三）はシラビーム言語期の上代日本語を想定しつつ、右のような漢語の訓の音節について、

漢語「サイ」（養）「クウ」（功）のような単純語の語末に立つような母音連続は日本語らしくないために、和歌には用いられず、これを日本語化して「左叡」「クウ」と二音節にしたものと解される。「クウ」もこの場合或いは「クヲ」と発音されていたかも知れない。次に、撥音・促音は、上代においては稀にしか生じていないもので、まだ音韻体系の中に安定していなかった。その上、和歌によむのであったから、それまで日本語化して取り込んできた方式に従い、開音節化していたものと見られる。例えば「波羅門の」は「ばらもの」と五音節であったと見られる（一〇二）
一〇三頁）

と述べている。字音語の母音連続について「日本語化して取り込んできた方式に従い、開音節化していた」という捉え方は首肯される。外国語音の拗音・長音やそれにもなる母音連続あるいは二重母音は発音としては当然あったものと考えられるが、それを表記する仮名が原則一字一音式の音節単位で音素単位ではないから、単音節中の特殊音素（拗音・長音）を書き分けるには字母を分けるか韻尾の音素を音節文字で代用表記するほかはない。音義に見られるng韻尾の符号は「借字」ではあるけれども原音（一音節）表記を意図した符号であるならば音素文字という扱いを受けていることになる（後述）。「音義」が示

す表記の場がその表記体属性を拘束するため、二文字あるから二音節語であるとは言えない。しかし、和歌の表記の場はどのような表記体を選択されても、定型の枠組みが一字一音式の仮名表記の質を求める。この点でそこに用いられた文字群は全て「日本語化」していると思なしえる⁷⁰。

4 訓読の字音語

日本語音韻史上のモーラ成立の経緯とは別に、日本語表記史上の仮名の成立という観点から字音語を捉えた場合、二合仮名や略音仮名はやはり日本語化した字音語を用いているというべきであろう⁷¹。書紀歌謡にみられるような漢文体を志向する中で、原音（漢音）の字音声調も利用しつつ仮借表記するというのは、その背後に漢語の「音讀」すなわち直読方式があることを想起させる。けれども、借音仮名では字音声調は厳密には区別されず、「日本語化した字音語」の意義面を捨てて音声面を借りている。ここには漢語（呉音・漢音）の字音と日本語での字音の二種が存在する。

従来、漢字音の受容史として精緻に分析されてきた日本語音韻史の考察と、字音に由来する借音仮名の形成との整合性はまだ十分に検討されていないように思われる。もとより上代特殊仮名遣の研究史がその結節点になることは周知の通りだが、仮に日本語化した字音語の、日本語内での「仮借」運用によって借音仮名があるとすると、たとえば甲乙二類の書き分けが漢字音の韻母の異なりに対応するという見立ては、結果的に誤りではないにしても再検証されるべきであろう。大野晋氏⁷²らが

推し進めた上代仮名遣の研究にあつて借訓仮名の甲乙二類への記述が必ずしも整合的でないのは、仮借表記であることと仮名表記であることの異なりに越えがたい懸隔を半ば認めていたからだともいえる。字母の共通性に依拠して仮名を仮借で包摂し得たからこそその「上代特殊仮名」であつたのだが「仮名遣い」という次元はなお課題がある。

日本語の漢字にとつての「訓」と「音」は、冒頭の小野篁の「子」の例でもわかるように漢字に対する日本語での読み方として選択可能性がある。それが離散的にならず固定的に特定の語と結びつくのは、言葉と文字の対応による表語規則を付帶した「語の表記体」になるからである。同様の構造は仮名の表記体や漢語熟語の義訓表記体にあつても生じる。

表記体は、言葉と文字の対応規則が閉じられた表記の意^⑤であつて、具体的にいえば離散的で臨時的に選択可能性のある文字選択にあつて、何かしらの選択が制限を受けたときに顕著に現れる。たとえば「恋」の意の^レはコ甲類とヒ乙類からなる二音節語である。単音節を表し得る借音仮名を萬葉集に観察すると、コ甲類であれば「古・故・庫・祐・姑・孤・枯」、ヒ乙類であれば「非・斐・悲・飛」がある。仮に仮借表記のように音節単位の表記を想定すれば、それぞれから順列組み合わせでどれでも自由に選択できるはずであるから、二八通りの表記が離散的に現れると予測される。右の字母群は用例として仮名で用いられたものを掲げたが、概ね韻母に対応した漢字が使えらる仮借表記であれば使用可能な異なり字母はさらに増える。けれども、実際には「恋」の仮名表記は「古非」と書かれることが多くかつ一般的だということを我々は経験的に知っている。

理論的に可能な選択肢に対して実現された表記の選択可能性が制限されているとみると、ここには二次的表語性を伴った仮名による「語の表記体」が形成されていると見なせる^⑥。これは書き方（用字法）での表記体だが、同じように選択可能性もあるものが制限を受けるといふ点では「読み方」も同様であつて臨時的な義訓という点では「読み方」も同様であつたと通称される標準訓の形成はその文字に対する訓の制約であるから訓字にも読み方の表記体が存在する。これもまた「語の表記体」を形成する。

冒頭の「一ふく三かう」の漢数字は地の文の「ひとつ」「ふたつ」のような訓ではなくて「いちふくさむかう」と字音読み^⑦の表記体だとみることができる。表記体には書き方からみたとれと読み方からみたその両面があり、「しゃめん」と「赦免」は同語異表記関係で仮名表記と訓字表記なのだが、漢字漢語の視覚的な表意性ととも仮名と訓字の間を双方向で結びつける連語関係が成り立てばどちらも表語的表記体ということになる。

凡そ一字一音式の仮名表記体ならその中に用いられた漢字は一音節の仮名で読むことが読み手側には予想される。言語伝達上は表記の文字列に対して「読み」を想定し得るはずである。表記法上の不読字や漢文助辞のように事実上文節指標で文脈上に読み添えられるようなものがあるから、必ずしも一字ごとに確定的な読みがあるわけではないけれども、表記体に内在的な規則をもとに、書く側もそれを前提にして文字を選ぶのであるし、読む側もそれに安心して表記から読解できる表語的な範列（訓みの選択可能性）に照らして文字（漢字）の音・訓を選ぶ

のである。

漢字の音と訓は熟字訓や義訓でもないかぎり、単漢字に対する訓読結果を指すとみられるが、漢語の読み方として借用語的な音と翻訳的な訓とは懸隔があるように感じられる。けれども、借用語とはいえ中国語の原音そのままに復原するわけではなく、日本語の表語表記体としての音読みであるから、仮名表記の体制によって日本語音で漢語音を仮借もしくは音写したとすればそれは翻訳語であつて「音訳」というのに等しい。その語形で漢語を想起できる関係性（音読みの表記体）を形成するからである。ここには前引の中田氏がいうような字音の原音で直読して取義することから、日本語での音読み（音訳）によって「訓字」へと転成する関係を想定できる。

日本語で漢語を読むという場合に翻訳を介した「訓」がある。翻訳は文脈上の意識だが、逐字的に与えられた和語が臨時的なその文脈限りの翻訳語から、文脈から切り離されて漢字が表す字義に対応した和語として社会的に共有されると、漢字は和語の表意表記という位置に措かれる。漢字に対する日本語の読み方としてある和語がいわゆる「訓」である。翻つて、和語に対応した「訓字」となると、その漢字は和語の表語表記体になる。この一連の過程が字音語の側にもあるとみれば、訓読において「訓」と「音」には実は差がないことになる。

木田章義氏は、日本語化する漢字音の形成過程を述べる中で「漢文の世界は擬似中国語であつて、シラビーム構造と言つてよいだろう」とした上で「例えば [kat] [kan] などの音節はあくまでも外国音として存在しているのであつて、それらを和語の文脈の中で使用するときにはそのままの形では使えない。

和語は和語の発音習慣で、漢語は漢語の発音習慣でと、和語と漢語に応じて発音方法を変えらるということとは、具体的な生活の中では、不可能なことである。」（木田（一九九四））と述べている。日本語の音節構造に關わつて、韻尾の扱いが二合仮名風になるのは漢語韻尾の特殊性を保持した日本語への適応とみてのことである。「外国音」と「字音語」との懸隔は前掲中田祝夫氏が「音讀の消失」の中で指摘したことは通底している。

日本語で音読みした「和読」^(註)の漢字音は、中国語で直読した漢字音ではない。しかし、音義類での仮名反切の「レ」「ハ」の仮名が原音もしくは読誦音表記の補助符号としてあるのなら、表そうとしているのは中国語音であるから、仮名表記されていても表記体の属性が異なるために、仮名表記の有無で振り分けることはできない。けれども、字音という場合に次の二類を認めることができるように思う。

【図1】

a 漢語——漢字音（中国語音の直読）

—— 仮名反切（仮名による音写） 表音的表記体

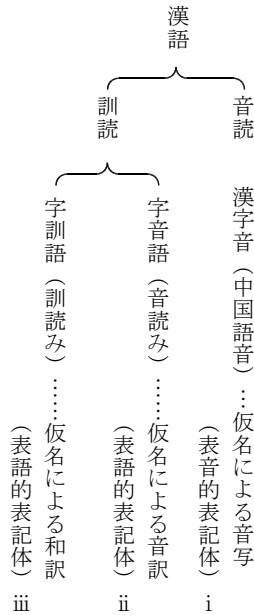
b 漢語——漢字音（日本語音の和読）

…… 仮名表記（仮名による音訳） 表語的表記体

右の a b はそれが置かれたテキストの表記体属性に従うものであるから、「仮名反切」と「仮名表記」としたが、原音を再現するための表記か訓字としての字音語かという違いではない。漢語を表す漢字は中国語での第一次表意性を有した表音即表意の表語文字である。音義における仮名反切はその音声面を

表示した表音的表記体としてある。ただし、和読による日本語での字音はそれ自体が漢字字義に対応した「訓」相当であるから、仮名反切が表音的であるのに対しては、表語的であるとみることが出来る。これを訓読という枠組みに合わせて図示すると次のようになる。

【図2】



右の図2では漢字原音に戻す仮名反切の「音写」と和読した字音語の「音訳」を便宜的に分けて記した。音写といっても、結局は漢字音が表す漢語と不可分であるから表語的であることは避けられず全くの表音的表記体というわけではないのだが、かといって、声点が標目字に付されて「反切」を仮名で表記しているものをそのまま日本語彙としての字音語というわけにもゆかない。たとえば「酔(平声点) 須伊反」(金光明最勝王経・承暦三年本)とある場合に、これは視覚的に声点は付されていて仮名表記で「スイ」とある。これが音読方式の字音語であるのか、「將遂切」(『広韻』)といった原音の反切の一音節の字

音を音素文字風に二文字表記した直読方式の補助表記でしかないのかということである^(十三)。仮名表記されているという点ではどちらでも解釈できてしまったために、iとiiの境界は実質的にはその表記が置かれた場(テキスト)に依存している。しかし、字音の枠組みに右の二種を認めることで、書紀歌謡の仮借などはiの漢字音を用いたものであるのに対して、韻尾を省略した略音仮名や開音節化する二合仮名といった仮名はiiを用いたものであるということが出来るため、いわば作業仮説として分けるのである。このような措置の効用は、字音仮名遣いが明らかではない上代にあって字音語の訓を確定する上で生じる。率直にいえば多分に苦肉の策ではある。けれども、仮借表記と仮名表記とを繋ぎつつ、「字音語」の訓を導出する上で、恐らくこれが唯一循環論を脱し得る方途かと思つてのことである。

音読みによる「字音語」が「訓読」だというのは、形容矛盾にも似て違和感があるが、そもそも中国語の原音から離れて、日本語の音節音に対応した仮名の体制的機構は訓読を背景にしている。右に考えた枠組みは諸刃の剣でもあって上代特殊仮名遣の根柢など種々に影響が及ぶ。しかし、仮名の機構が漢字の仮借用法に淵源があることは認められるから、日本語内部に漢字の「音」と「訓」がそれぞれに表語的表記としてあってそれを表音的に仮借することで仮名になっているとみるほうが借訓仮名との整合性も高いのである。

これは、あくまでも和文での話であつて漢文(中国語文)でのことではない。文体として書き方も読み方も中国語であるものを「漢文体」というのに対して、表記特徴として中国語文を襲つていながらも、訓読上にある潜在的な仮想日本語文を「倭

文体」というのであれば、後者での話である^{〔十四〕}。字音語が日本語の語彙として定着し和語化する過程は一樣ではないが、後述もするように原音に復原することを前提とせず日本語内部に「和訓を伴う訓字」と同等に漢語の音読みの「字音語」が訓読によって成立している。表記の場とは言語場に類比的でそこにある表記を拘束するから、文体と言語場は不可分の関係にある。古代日本語の文体の有無を議論する向きもあるけれども、これがないとそもそも文字表記の議論すらできないので、本稿では文体と表記の場があるものとして考えている。以前、上代の文体については述べたことがあるので再説は避けるけれども、文体概念のうち文末表現などの形態論的文体の如何については確かに仮名表記でなければ確定できないから、表記体を認めるに文体それ自体の存在を例えば訓字表記からのみ復原することは実質的に戯書を捉えるのにも似て、読み手を通して見た書き手の意識を仮想する他はない。だからといって、文語文が未発達だとしても、最初期の漢字専用時代にあつては「訓読を介した言文一致」であつたと考えられる。それ以外に術がないからである。表記に対する訓の選択可能性があるから文体がないという仮説は筆者からすれば、自らの首を絞めてしまうことになるので避けておきたい。凡そ漢字の読み方が日本語での書き方を拘束してゆく、訓読による表記史を想定するからである。ただし、これは立場の問題であるからこれ以上は立ち入らない。さて、多分に漢語の位置付けに関わることもあるけれども、ここでは字音語が仮名で用いられているという見方をすること、逆に仮名から字音語を射程してみたい。いわゆる訓字の和訓を表語的意味を捨てて、表音で用いたものを借訓仮名という

が、これと並行的に訓字としての字音語が有する表語性を捨てて表音に用いる場合を借音仮名ということが出来る。

「音仮名」といい、「訓仮名」というそれらが仮名の機構で混用できるのは、言語単位に即して表記体が入子型になっていることにもよるが、右に述べたように音・訓からなる訓読結果を表音表記に転用したものとみれば、仮名にはその出自を問題にする必要はない。所詮は漢字の第一次の表意性を「仮名の表記体」で封殺したものと見て借音仮名と借訓仮名は等しく表語的な訓字に対立していることになるからである。その上で、言語単位としては意味を知り得る「語」「形態素」の分節単位が優先されるはずだから、「語の表記体」という、日本語の書記言語の基底をなす規則性が形成されるものと考えられる。その場合、語の表記体という表語的範列の枠組みは、表記に対する読み方の範列と書き方の範列からなる二類がある。それらは並行的で選択的でもある。筆者は「仮名遣い」と総称される表記規則は原理的に右の現れと考えるが、恐らくは漢字という外国語の文字を借用し、なおかつ語彙体系の移植を許容した日本語にとつて、訓読とそれによってのみ生じる表記体、そして読み方と書き方の双方の規則は日本語の書記言語に宿命的な構造を創り出したものと思われる。

冒頭に示した小野篁の説話には漢字に対する訓読みと音読み、そして借訓・借音による仮名が総合的に言語遊戯に利用されている。

和歌は『古今和歌集』に出ているから可読性という点では、「一ふく三かう」（一伏三仰）が「月夜」だと気づけば連語関係からある程度の予測が働くとはいえ、音声上の字音読みから

訓字表記にした上で、それを訓読して三十一文字の和歌に変換している。漢字に対する筆の博識ぶりを殊更に強調してみせたものである。その意味では特殊な例であるし、後世のものであるけれども漢字における訓字（表語）と仮名（表音）が読み方として選択的・同質的であることをよく示す。今日的な観点からすれば、訓字を前提とした文字列を読むのではなく、個々の漢字の「音」「訓」の訓み方を「語の表記体」の範列に照らして分節しつつ整合させるもの（「子」字の連続）と、字音で読まれた文字の列を「歌の表記体」として訓字表記に変換した上で語の表記体の範列に照らして整合させるもの（「ふく三かう」の字音列）であるから、いずれも表記体を利用した遊戯であるということになる。

5 雙六の歌

次の例は『萬葉集』卷十六の一首である。

双六の頭を詠みし歌

一二の目いちにのめのみにはあらずごろくむむ 五六三ごろくむむ 四さへありけりし
双六の頭すいろうのあたま（16・三八二七）

詠雙六頭歌

一二之目 耳不有 五六三 四佐倍有来 雙六乃佐叡

右の「雙六乃佐叡」の「佐叡」は歌意と題詞「雙六頭」の語から推して「養子」の「養」の字音語とみられる。音読する訓字表記体としての字音語という枠組みからは外れるが、漢語の音

読を仮名表記体で記した字音語であると考えられる。右の本文中「来」字は古葉略類聚鈔に拠るが他の諸本にはない。「佐叡」の訓をサエとするのはその古葉略類聚鈔で、廣瀬本は「サ井」、尼崎本など他の諸本は「サイ」と訓じている。新日本古典文学大系（新大系）、新編日本古典文学全集（新編）は右の本文と訓を採用している。

一首は「双六」に用いる養子の目を詠み込んで数字（数詞）が並ぶ。たとえば廣瀬本は「イチニノメミニハアラスコクサムシサヘアリケリスクロクノサ井」とあって、漢数字は字音語で訓じている。「雙六」は『倭名類聚抄』（十卷本、以下和名抄）に「雙六、兼名苑云雙六一名六采（今案博弈是也。博音博、俗云須久呂久）」、「雙六采、楊氏漢語抄云、頭子（雙六乃佐以、今案見雜題雙六詩）」とあり、この点で契沖は「カ、レハ頭をメト點セルハ誤ナリ。サイト讀ヘシ。音ヲ以テ和語とセリ。哥ニ佐叡トヨメルハ、オノ字ヲサエト云ニ准ラヘテ意得ヘシ」『萬葉代匠記』として題詞の「頭」は目ではなくて「頭子」のことだとしている。季吟も「いちにのめのみにも双六の塞を云立るなり」『萬葉拾穂抄』と養子を詠んだものだとしている。

ところが『萬葉考』は題詞を「スクロクノメヲヨメル」と訓読し、一首を「一二之目耳不有。五六。三四佐倍有。雙六乃佐叡」としている。「萬葉集大考」にはやくよりこゝにから文字を借しといへども、皇朝は言の國にしあれば、字は言のしるしに過ぎず、藤原時代から奈良時代にかけて「から様を好みて字意もて書」いているが、萬葉集の「言を知て意を本としてよまぬ人は、字に泥みたるひがごと有めり」とあるように、真淵は漢数字の字音語を斥けて倭語で訓じている。第三句、第四句を

版本で補えば「ヒトフタノ」メノミニハアラス」イツツムツ」ミツヨツサヘアリ」スイグロクノサイ」と訓むとみられ、『萬葉集略解』『萬葉集古義』も同様である。略解や古義は催馬楽の「大芹」の例「五六かへし一六のさいや四三さいや」(五六可戸之 伊知六乃左以也 四三左伊也)を引くが、やはり和歌には字音語は適さないとみてか倭語で訓んでいる。

本文中の漢数字は諸本の訓に拠れば字音語で萬葉考以降は倭語で訓むのだが、『萬葉集全釈』は音読か訓読かの論はいずれも成り立つが、右に引いた催馬楽の例から「采の数字は多分音讀したであらうと思はれる」として旧訓を採用している。日本古典文学大系(旧大系)は題詞の「頭」をサエと訓じながら、萬葉考のように「ヒトフタノ」と倭語で訓じている。しかし、「ヒト」「フタ」にはないが「イツツ」「ムツ」「ミツ」「ヨツ」は助数詞「ツ」を含む点に留意して頭注に「助数詞なしに日本語の数詞を重ねる語法はなかったらしいので、この旧訓のほうがよいとも考えられる」と断っている。『萬葉集総釋』が第一句を「ヒフタノ」と助数詞を省いて字足らずで訓むのはそのあたりに注意してのことであろう。

新大系は脚注に「そのさいころを漢語では「頭子」「投子」、それを振って出た目のことを「采」と言うが、ここでははつきりとした区別なく用いられている」としている。賽子の目は数字で、面に打たれた星の個数ではないとみるならば、総釋のように「ヒフタノ」と「ヒ」「フ」「ミ」の訓が正しいが、それでは和歌の定型からは外れてしまう。和歌の定型と数詞の訓という点では音読みをする諸本のほうが無理がない。新大系が「区別されていない」というのは、結句「双六の佐叡」に歌の焦点

があるとみる限り、賽子の数字と双六という遊戯に即した賽子の目(駒の進み具合)を区別しないということなのだろう。季吟が「双六の塞を云立」てているのだというのもそこに関わっていることと思われる。

「一(イチ・ヒ・ヒトツ)」というように漢数字は数の概念として漢語と倭語では大差がないために、表語という点で「音」と「訓」のいずれを選択するかは、それが用いられた表記体の属性性に対する読み手の判断によつて揺れる。右の例では和歌の定型に照らして字音語で詠まれたものとみられるが、助数詞の有無という問題があるものの倭語で訓読することが完全に排除されるわけではない。さらに双六という遊戯での慣用ということもあり得るために厳密にはいざれとも言いがたい。

右は漢数字の訓みという問題だが、言葉をいかに表記するかという用字の選択可能性があると並行して、表記に対していかに訓読するかという訓みの選択可能性があることを示している。そして文字の訓みという枠組みでは字音と字訓がその漢字の字義に対して範列系をもつて並んでいる。もちろん、真淵がいうように和歌は倭語で訓むことを主とするという表記体把握は有効なのだが、しかし、ときとして仮名表記中の漢字の第一次表意性が表意兼帯の形で利用されているとか、視覚的な漢字の表意性を利用しているといった事実は、漢語という字音と字訓を内包した語の表記体として捉えることに依拠している。比喩的には漢字を介して漢語(中国語)と倭語(日本語)の間を行き来する中で、用いられた環境や表記体に照らして整合性を取ることで訓読されている。

その上で「一」「三」「六」といった t・k 入声字や m 韻尾字

の字音語が和歌の中に用いられる場合、原音通りならばいざいずれも一音節語だけれども日本語に写像された字音語としては二音節語で「イチ」「サム」「リク・ロク」であったと考えられる。

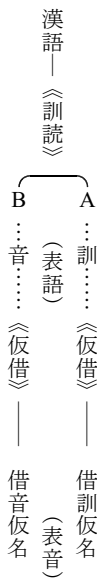
厳密な音価推定ではないけれども、漢字音の指標として韻書と韻図を掲げつつ、借音仮名のあり方と対照させながら、字音語について考えてみよう。

「一」は「於逸切」(『大広益会玉篇』)「於悉切」(『広韻』)、外転第十七開影母入声重紐四等質韻(『韻鏡』)であって推定音価は *həi* (『音注韻鏡校本』以下、音価は本書に拠る)である。

「一」の小韻字「壹」は萬葉集に「道の辺の壹師の花のいちしろく人知りぬ(路邊 壹師花 灼然 人皆知)」(12・二四八〇)にみられる。「壹師」は植物としては未詳ながら、次句の「いちしろく(灼然)」を導く序とみられ、音数からしてもイチシと訓まれる。t入声字が仮名で用いられる場合に、狭母音 *ɪ*・*e* を韻尾に添加して二音節に開いた二合仮名で用いられることが知られている。「鬱瞻乃」(4・七二九)「越乞所開」(7・一三三五)「射去薩雄者」(10・二一四七)の「鬱・乞・越・薩」などがある。一方で、韻尾を省略した略音仮名としては「師吉名倍手」(1・一)「和備曾四二結類」(4・六四四)「霜乃置萬代日」(2・八七)「伊去波伐加利」(3・三一七)「阿麻越等賣可忘」(5・八六五)など「吉・結・日・伐・越」のほか「八・必・別・末・勿・物・列・烈」があり、萬葉集では略音仮名のほうが異なり字が多い。尾山慎(二〇一九)が入声字と撥音韻尾字について「入声字において韻尾が残りやすいのは t 入声、撥音字では ng 撥音であり、逆に韻尾が残りやすいのは入声字においては p 入声、撥音字では m 撥音である」(二

二八頁)と指摘するように、t入声字は略音仮名で用いられやすい傾向がある。「壹」も「壹岐嶋」(神代紀)のような地名表記では「以祇能和駄喇鳴」(紀99)から推して「イキ」の「イ」に「壹」が用いられる。韻尾の残りやすさというのは尾山氏も指摘するように声明資料からすれば原音の聞こえの度合に関わりとみられるが、これを韻尾字の仮名による音写としてみれば、二合仮名式と略音仮名式は字音の訓読法であった可能性がある。四音節の「をちこち(乎知許知)」をいきなり「越乞」と表記するのは漢字の原音に照らして仮借した結果ではない。「越ヲチ・ヲト・ヲ」「乞コチ」という表語的なまとまり——音義木簡にみられるように標目字の下に字音を記す「熊汗吾」(飛鳥池遺跡)のように「越乎知」「乞許知」のような関係——が恐らくは背景にあったというべきであろう。ことさらに「をちこち」の語が「乎知許知」を仮名表記体として固定的だったというつもりはないけれども、仮名表記からの訓字表記への表記体置換があり得るとみれば、字音語という「訓」があったとみたほうが整合性が高いように思われる。

【図 3】



中国語の漢語を訓読によって日本語へと写像すると見た場合に、仮借を与えることで字訓語になる場合と、借音(いわゆる呉音ではない)を与えることで字音語になる場合が想定できる。

このとき字訓語はいわゆる訓字であつて表語表記体だが、字音語は音読されているけれども、一面では漢語の表語表記体であつて訓字である。その表音的用法として借訓仮名と借音仮名を並行的に捉えることができる。これは作業仮説であつて「字音の訓字」という把握が可能かどうかが課題である。けれども、借訓仮名の存在がもとの訓字とその語の存在を推定させるように、二合仮名・略音仮名の存在はその語形での字音語があつたことを予想させる。その上で、同一テキスト内での字音語と借音仮名との間には整合性があるという仮説をさらに立てて、不確定な字音語の語形を考えてみたい。

前の「一・壹」は字音語としてはイチとイの二種があるということになるが、漢字に対する和訓による訓字表記体は一字多訓が通常だから、字音が訓読の側に写像されているとみれば複数の字音訓が一字に共存しても問題は無い。そういう意味では漢字の訓読は音読みと訓読みを含んで選択可能性が大きいことになるが、それらを限定したり候補の範列を制御する働きが、たとえば和歌の定型や一字一音式の仮名表記、訓字主体表記といった、より大きな言語単位の表記体の枠組みに内在的なのだといえよう。当該の雙六の歌でいえば、和歌の定型の枠組みと数詞の語法から、本文の漢数字は字音語の訓が優先されるということになる。たとえば、

言云者 三々二田八醉四 小九毛 心中二 我念羽奈九二
(11・二五八)

とある第二句の「三々二田八醉四」は訓読みの「三」「八」と

音読みの「二」「四」が混在しており、数の概念に字音と字訓の区別がなく、その漢数字が借音・借訓の仮名で用いられている。「訓字」という表語的表記体に対して「仮名」は表音的表記体であつて、それらの漢字がもつ第一次的表意性(漢語)は、表記している「語の表記体」のうちに封殺されている。この点是中国語文での仮借による漢字の用法と同じである。

6 「雙六」の訓

数の概念は漢語の字音語と倭語の数詞はどちらも用いるとみなせるから分かりやすい。ところが、「雙六の佐叡」とある「雙六」は、和名抄では「須久呂久」とあり、諸本「スクロク」だが、これはいかにして決定できるのかという問題がある。

まず「雙」は、「所江切」《大広益会玉篇》《広韻》、外転第三疏母平声二等江韻《韻鏡》で推定音価は sa である。ng韻尾字が二合仮名で用いられる場合には「當都心」(11・二四三二)「香山之」(3・二五九)「伊香山」(8・一五三三)「鍾札能雨」(8・一五五三)「凝敷山乎」(3・三〇一)の「當・香・鍾・凝」があるが、地名訓などを含めると添加される母音要素は狭母音 (w) (y) とは限らない。

ng韻尾字は後世の字音仮名遣いでは「aウ」「oウ」のいずれかで読まれることが知られている。『字音假字用格』では江韻字の「雙・双・涼・臆・憲」を漢音サウ呉音ソウとする。

たとえば、地名訓に「相模柵乃」(14・三三六二)とある「相」は二合仮名でサガである。「相」は「先羊切」《大広益会玉篇》「息良切」《広韻》、内転第三十一開平声重紐四等陽韻《韻

鏡』で推定音価は *se:ai* とみられ、サガの語形は *ng* 韻尾に母音 *e* を添加したものである。陽韻字の「相」字について「韻鏡ニ考ルニ、第二等ノ字ハ漢さう呉しやう、第三等ノ字ハ漢呉共ニしやう、第四等ノ字ハ漢しやう呉さう也。大氏如レ此、然レドモ其反切又餘ノ牙喉半舌齒等音ノ字ノ例ニ依ルトキハ右ノ如キ差別ナク、凡テ漢しやう呉さうナルベキナリ」(『字音假字用格』)として、宣長は唇音の例外があるものの、全体として漢音シヤウ、吳音サウダとしている¹⁵⁵⁾。陽韻字の「相」をサガと読むなら、江韻字の「雙」はソガ・スガになりそうだが地名訓をそのまま持ち込むことはできない。

ng 韻尾字の仮名表記については奈良県飛鳥池遺跡出土の木簡に「熊 汗吾」とあるのが参考になる。「熊」は「于弓切」(『大広益会玉篇』)「羽弓切」(『広韻』)、内転第一平声三等子母東韻(『韻鏡』)で音価推定 */mju/* である。『類聚名義抄』には「熊音雄」(名義抄)、「雄 音熊、禾オレウ」(同)と「レ」の *ng* 韻尾符号がある。「汗吾」が「熊」字の原音への復原を意図した音注表記か字音語表記かは俄に決しがたいけれども、二合仮名式にウゴ・ヲゴと読む可能性がある。

有坂秀世氏はカールグレンの指摘を再検証する形で周代詩賦にみられる音価からその変遷過程を推定している。その中で、「雄」の吳音ヲウの如きは、多分この *jiang* 又はそれから變じた *ngeng* のやうな形を反映してあるものではないかと思はれる¹⁵⁶⁾。「雄」の推定音価 */gjuen/* と指摘する。前掲名義抄のように「雄」の推定音価 */gjuen/* と「熊」が同音なら、「汗吾」の字音表記は「伊香山」(『凝敷山乎』)の二合仮名の例に照らして *ei* の添加による語形であった可能性がある。この木簡の興味深い点は地名訓での臨

時のことではなくて、「熊」単字の字音で「汗吾」とする点にある。*ng* 韻尾は「ウゴ」であった可能性があるとともに、前述の「ウガ」となる地名訓や、狭母音 *mi* を添加した二合仮名の「ウギ」「ウグ」も考えられる。

一方で「六」は「力竹切」(『大広益会玉篇』)『広韻』、内転第一入声三等屋韻(『韻鏡』)で推定音価 */mju/* でいわゆるク入声字である。たとえば、同じ入声三等屋韻の「叔」は「書六切」(『大広益会玉篇』)「式竹切」(『広韻』)で推定音価 */tse/* であつて、借音仮名では「叔羅河」(19・四一八九)とある。ただし、「叔」字は神宮文庫本・陽明文庫本・近衛本の本文で、元暦校本・類聚古集(別筆補写)・廣瀨本の次点本をはじめ、西本願寺本・温故堂本・大矢本など「升」もしくはその異体字になつている。「升」は「識蒸切」(『広韻』)内転第四十二平声三等蒸韻、推定音価 */tse/* の *ng* 韻尾字で、仮名表記ではセグ・シグが考えられる。本文異同からは *ng* 韻尾字が後世の字音仮名遣いで「ウ」で表記されるに及んで字形の似る「叔」字に誤写したか、もと「叔」字を「升」字に誤写したかが考えられるが、「シクヲカ」の語に対応する表記としては、もと「叔」で「シク」と訓じたものと思われる。

これらはいわゆる韻書が示す漢音でみた場合の推定であつて吳音のそれではないけれども、ここから推せば「六」は「リク」が想定できる。そうすると「雙六」はソゴリク・スゴリクになるはずだが、和名抄や平安期に確認できる語形としてはスゴロクである。これは後世「六」を「音陸 リク、ロク」(名義抄)、「ロク、力得、ムツ、カラ」(『法華経音義』明覚三蔵流)のように、いわゆる吳音ではロクが想定できるから、「雙六」にはソゴロク・スゴロクもしくはソゴロク・スゴロクの語形が和説としてはあり得ることになる。

仮に音価が正しいとして「六」の *mu* は、現代語では「リュク」もしくは「リョク」とでも記すほうが近いだろうが、当時は字音の拗音表記法は未確立と思われるから、名義抄が示すように直音化した「リク」もしくは「ロク」のいずれかが考えられる。中国語の原音があるとして、当時の日本語でそれをどのように点の二つの評価軸があるようにどのよう仮名表記で音写するかという点の二つの評価軸があるが、我々に与えられているのはその後者の表記結果だけである。

前掲『金光明最勝王経音義』(大東急本)に「次可知レ二種借字」として「香カレ」などの *ng* 韻尾字をあげて「件レ音字ニハ異也。可知之。」とし、「天テム」など *n* 韻尾字に「件々音ムニハ異也。可知之。」とある。*m* 韻尾はたとえば「侵」志平反、乎加須」とあつて「牟」で記すから、二内撥音の区別があることは周知の通りである。この「音義」が原音の再現を意図して仮名による徹底した仮借、すなわち音写をしたものなら「カレ」「テム」は「中国語字音の表音的表記体」である。それは日本語での「字音語」の表記体ではない。あるいは漢字音の複層化によって古層の漢字音が日本語に残存して結果的な字音語になっているものもあるうけれども、經典の字音と字義を示す「音義」に用いられた字音の仮名表記を、そのまま萬葉集の和歌のそれと同質とみなすことは躊躇される^{七七}。この点では前の音義木簡もそれが經典の「音義」として漢語の字音を仮名で音写しただけなら、倭語化していることの実証にはならない。

中国語の字音は仮名で音写した時点では表音表記ながら、その音写表記体が漢字原音への復原を表しているのなら、たとえ仮名表記であっても中国語を表記したものである。これは中国語母語者が外国語の固有名を仮借で表記した場合に漢字を用い

ていても結局は外国語を表記したものであることと同様である。しかし、その音写表記体が音写語形のまま日本語の語彙として取り込まれると、それは「倭語化した中国語」であつて日本語である。「音義」にみられる「レ (*ng*)」「ム (*n*)」の特殊音符号は音節文字としてそのテキスト内で特定の音声記号になっている。これらと弁別的になる「ウ」や「ム」は仮名ではあるけれども表記体の属性として音声記号の性質が付与されていると思われる。

漢字の原音を「仮名」で音写するには、既に仮名が存在しなくてはならないけれども、その仮名は「字音語」を経由しているとも考えた。ここに最初の「仮名」はどのようにして成立したのかという問いがあり得る。字音語は仮名表記されているという場合に循環論になっているのではないかと疑問である。

この点は仮名の生成が固有名表記から生じることと関係している^{七八}。中国語の仮借によって表記された日本語の固有名は用いられた漢字の声調を含めて音写表記体だが、それを受容する日本語母語者からすれば日本語の表記であるから、固有名表記は表記属性 (*enode*) として中国語と日本語の二重指定を受ける。固有名表記は受容する日本語母語者にとってはその漢字の声調と韻尾等を捨象して、日本語の音節音を表記した文字列へと変換する契機になるとともに、原理的にも仮借と仮名が交錯する結節点である。書記歌謡の仮借表記は、歌という言語芸術を漢字によって音節単位で記しているが、その文字列は仮借字の *enode* にしたがって字音声調によって日本語のアクセントを表示している。けれども、日本書紀という中国語の表記

体属性を外して、古事記や萬葉集の日本語の表記体属性で読み込めば仮借表記は仮名表記に置換される。恐らくは中国語への翻訳をブロックした、固有名の語群と文体としての歌謡や和歌といった律文や韻文の存在が仮借から仮名への変換の契機になったものと考えられる。ただし、語や歌の表記体についての表記属性の変換であるから、表記中の個々の漢字に日本語の音節音を充ててゆく作業と、その漢字が表す漢語に対する日本語での読み方（訓読結果）が共有される必要があるために、漢字の *encode* を一足飛びに「仮名」へと変換できるわけではない。

そして仮借から仮名への表記体変換の馴致から漢字にその両面があることが共有されて、はじめて漢字音を「仮名」で音写できることになる。音義木簡の「汗吾」がなお確証に乏しいのは、二合仮名式の表記から文字の *encode* が仮名であることは明らかだが、全体としての表記属性が原音の音写表記なのか訓読による字音語の仮名表記なのかが確定できないからである。このことは、後世の『落葉集』にみられる漢字音の開合の書き分けや、『節用集』（伊勢本・印度本）の字音仮名遣いの揺れ^{一九}にみられる字音の表音的表記（中国字音の音写表記）にあっても、慣用的な字音仮名遣いと当時の字音に照らした表音的表記があることと通底する。

右のようにみれば、萬葉集の和歌表記の字音語については表記属性として日本語の仮名表記で用いられているものを一次資料にする他は手だてがないように思われる。

二合仮名の韻尾添加母音について尾山慎（二〇一九）は、

韻尾及び漢字原音の韻母が同じであっても、付加母音はイ

であるとは限らず、また付加母音が同じイでも甲乙が統一されているわけではない。このようなことから、後位音節と甲乙の結びつきは、音韻的な因果関係で説明されるものではないことが分かる。（二〇〇頁）

と述べ、甲類と乙類で振り分けられていることを指摘している。これは表す語句にあわせて韻尾字を訓読できることを示す。別の見方をすれば韻尾字には仮名表記され得る複数の字音語があったともいえるが、しかし尾山氏が指摘したように、二合仮名の第二音節の甲乙が語によって振り分けられる点は仮名表記の運用というほかはなく、語の表記体による表語性が、個々の文字の標準的な訓み方に対して優位にあることは明らかである。

以上のように考えれば、上代語の「字音語」を考える場合、次の点に留意すべきである。借音仮名に用いられているものは、その訓み（語形）で「字音語」の表記体を形成していると見なせる。借音仮名は「字音語」に由来するため、同一字には二合仮名と略音仮名のように複数の字音（訓）が許容されるが、借音仮名の運用にあつて頻用に伴う標準的な字音の範列があつたとしても、仮名表記にあつては語の表記体の表語性が優先される傾向がある。したがつて、たとえば上代語の「雙六」は遊戯名を指す固有名詞であるといえる。その訓読には「雙」「六」のそれぞれの字音語の組み合わせが可能だが、「雙六」に対する語の表記体が優先されるため、後世の例に照らしてソグロク・ソゴリク・スグロクは斥けられて、上代語でもスグロク・スゴロクであつたと見なすことができる。

次に「佐叡」について考えてみたい。題詞には「雙六頭」とあるだけで、もとの漢字が何かは記されていないが、骰子・賽子の意ならば「賽」字であろう⁽²¹⁾。「賽」は「先再切」(『大広益会玉篇』)「先代切」(『広韻』)、外転第十三開去声一等代韻で推定音価⁽²²⁾である。同じ去声一等代韻字の「愛・代」は「伊麻勿愛豆之可」(5・八〇六)「伊積流萬代尔」(1・一七)とあってそれぞれア行のエ、デの仮名で用いられる。同じく「耐・慨」は書記訓注に「可美真手、此云于魔詩莽耐」(神武即位前紀・戊午年十二月)、「等珥箇慨梨」(紀60)のようにそれぞれテ・ケ乙類で用いられている。この点で「賽」もセとなることが期待されるが、和名抄には「雙六采」に対して「頭子 雙六乃佐以」とあり、名義抄には「頭子 雙六ノサエ」とある。「叡」は「以芮切」(『大広益会玉篇』)「広韻」には同音「銳」の小韻字⁽²³⁾で外転第十六合去声重紐四等祭韻で推定音価⁽²⁴⁾である。「氷丹左叡渡」(13・三二八)や、書記訓注の「肖、此云阿叡」は類似する意のアユ下二段活用の連用形語尾に用いられている。ところが、「賽」の字音が⁽²⁵⁾ならば仮名表記は和名抄の「佐以」の音注はあり得る。これが倭語として「サイ」になったのなら接母音の順行同化から「サエ」語形が推定できる。代韻字「愛・代・耐・慨」などの韻母⁽²⁶⁾は一音節エ列音(理論上は乙類相当)に充てられていることからすれば、サイ/サエのエへの同化現象は声母のない「愛」同様にア行のエが期待されるが、「佐叡」表記ではヤ行のエになっている。あるいは母音連続を避けるためにヤ行子音⁽²⁷⁾の挿入があり得たと

すれば⁽²⁸⁾のようにヤ行のイを含む「*サイ」語形になるものと思われる。むしろ二合仮名式に⁽²⁹⁾の母音添加を想定して⁽³⁰⁾、⁽³¹⁾と二音節に開いたというべきかもしれないが、この操作は漢字音の音写とは言いがたい。同韻字の仮名の類例から推せば「賽」「采」をセと訓むこともできたと思われるが、実際にはサエ・サイの語で存在している。

音義木簡の「熊 汗吾」が漢字音を仮名によって仮借表記を行っているのみれば音写である。ところが、この「汗吾」表記から「熊」の語(訓)に返すことができるのなら、「汗吾」は音訳された表語表記体でもあって「字音語」である。それは「贊 田須久」とある場合に「田須久」が「訓読語」だということと同じ意味である。字音語とは漢字の音写語ではなく、漢語の音訳語だといえるのではなからうか。倭語にも動物の「熊」の概念を表す語はあるが、「熊」という中国語の表語文字が日本語の「クマ」「汗吾」という表象に対する意味として機能すると、訓読語と字音語は同一漢字において表語表記体を形成するものと考えられる。もちろん「音義」類が音写によって原音に復原することを企図しているとすれば右の見立ては仮説にすぎないけれども、明らかに字音由来でありながら表語表記体になっている「佐叡」の表記からは、当時の「賽」「采」の原音の位相として⁽³²⁾のような音価だったからではなく、日本語内部の音韻規則への適応によって二音節語を維持しつつ倭語化した外来語になっていることを示すように思われる。「賽」「采」と「佐叡」はそれぞれ訓字表記と仮名表記として表語的表記体だと考えるのである。前掲【図2】でいえば⁽³³⁾と⁽³⁴⁾に該当する。

「佐叡」表記の訓を「サエ」とするのはその古業略類聚鈔で、

廣瀬本「サ井」、尼崎本など他の諸本が皆「サイ」と訓じているのは、字音語の「サイ」(養・采)あるいは語句として「スグロクノサイ」がすでにあったからで、「雙六乃佐叡」の背後に漢語「雙六賽」「雙六采」(「雙六頭子」)の表語性を認めてその訓が与えられている。古葉略類聚鈔のように「サエ」で訓むのは仮名表記の通りではあるが、「サイ」語形を漢語とみていたとすれば、倭語としての「サエ」もしくは「雙六ノサエ」とみているのだろう。ただし、萬葉集においては「佐叡」は「養」「采」の音訳語として字音語であったものと思われる。

むすびにかえて

萬葉集の「字音語」の訓を考える上では、後世の「字音仮名遣い」に照らして漢音読みか吳音読みかといった揺れが生じる。題詞や序、左注の類は奈良時代末の状況に合わせて、漢音で読むとして、一方で和歌本文では吳音で読むといったことが方法としてはあり得る。漢語文として記したものは当時の規範的な字音で読まれたはずだというのは一つの見方であろう。けれども、入声や撥音、あるいは介音を含む日本語での拗音などをどのように訓読するかという点は常に残る。これは実のところ「仮借」から「仮名」へというわたりがどのように果たされたのかという問いに連続している。「借音仮名」という時の「音」は、何を借りたのかという問題である。確かに固有名詞を介して漢字音による仮借は日本語の音節音としての仮名へと移行できるようにみえる。けれども、そこから和歌が書けるようになるには、音図や以呂波歌のような仮名の一覧が必要になる。固有名

詞のような「語」を表記したものに自らの音節を文字単位に当て嵌めて、それが音節単位の表記であることを言葉と文字(表記)の間に規則化(表記体化)しなくてはならないからである。現代の我々は仮名と音節の対応を知っているから開音節構造で理解するが、そうでなければ自分の発音のどの部分かどの文字に対応するかは直ちに分からず、固有名詞表記があるだけである。経典類のテキストから単字にばらして個々の漢字漢語の読み方を確定するあり方を、仮借から仮名への過程に置けば、「字音語」は少なくとも訓読された日本語という位置にあったとみることがある。

この観点からすれば借音仮名で書かれた和歌は「字音語」が仮借の用法によって運用されていることになる。その全ての仮名が一覧される必要はないが、類用の漢字における韻類や介音の和読に雛型(仮名用法)になるものができれば、あとは諧声系列を頼りに類推によって仮名用法が他の漢字を包摂してゆくというのが実態であったのではなからうか。実際の諧声系列から外れていても六書風に会意から声符の類同性に寄りかかった「二次諧声符」(二十)を用いた選択があるものもあるいはその現れとして位置づけられるかもしれない。「字音語の訓の確定には字音語由来の借音仮名を指標にできる」という見方はいかにも循環論的である。仮名の読み方を絶対視できるのかという疑問が拭えないからである。しかし、ここに「借音仮名は和読された字音語の仮借運用によって成立している」という補助線を引けば「既に借音仮名で用いられている」という結果的事実が少なからず字音語の訓を考える支えになるのではないかとの考えに基づく。

以上、未解決の課題がなお多いが、仮借から仮名への問題を紐解く覚書として述べた。いずれ修正もし再検討もすることになるであろうことを断っておく。

〔引用文献〕(他は本文中に注記している)

乾 善彦(二〇一七)『日本語書記用文体の成立基盤』(瑞書房)

尾山 慎(二〇一九)『二合仮名の研究』(和泉書院)

中田祝夫(一九五四)『古點本の国語学的研究 総論編』(講談社)

柳田征司(一九九三)『室町時代語を通して見た日本語音韻史』(武蔵野書院)

〔付記〕

本稿は奈良女子大学古代学・聖地学研究センター主催第18回若手研究者支援プログラム(二〇二二年度)での口頭発表に基づいている。

同報告集と一部内容が重複する箇所がある。本稿をなすにあたり内田賢徳氏、金文京氏、尾山慎氏、松江崇氏より貴重な意見をお賜った。記して感謝申し上げる。

なお本研究は基盤研究C「古代日本語の訓詁と表記体の研究」(課題番号 20K00645)の研究成果の一部である。

〔注〕

(一)『周易』の「火天大有」に「大象、火天上に在るは大有なり。

君子以て悪を遏め善を揚げ、天の休命に順ふ」とある。集註に

「天命之性有善無惡故遏惡揚善者正。所以順天之美命也」

『周易集註』(卷四)といった文脈で、「嵯峨」から「性」を想定したものである。帝としては筮に「順天之美命」を語らせたか

つたのに、「さがない」回答に腹を立てるという趣向ながら、最後に赦免することで嵯峨帝の徳を称揚している。

(二)「漏」は「名草漏」(4・五〇九)「迦具漏伎可美尔」(5・八〇

四)のように萬葉集では借訓仮名「モル」、借音仮名「ロ」甲類に用いる。当該表記では「慕」に訓み添えて「コヒツツ」とし、「漏覆」を「モネン」と訓じるとおぼしい。

(三)森博達(一九九一)『古代の音韻と日本書紀の成立』(大修館書店)に依る。なお森氏の説を承けてその字音声調と書記古訓にみ

られるアクセントとの整合性を検証したものに、高山倫明(二〇

一一)『日本語音韻史の研究』(ひつじ書房)がある。森氏の書記区分論におけるα群・β群においてこれが表記体としての価値差(新体と古体といった差)を伴っていたかどうか、あるいはα群

とβ群の表記体差が保持された背景の検証はなお必要だが、高山氏によつて書記歌謡の仮借表記としての性格はほぼ動かしがたい

事実となつたといえる。

(四)中田氏の「漢文音讀の消長」仮説は古く「音讀」(直読)によ

る字音語が多数存在したことを理論的に予測したものである。この主張の意図は「宣長の「おほかた奈良のころなどまでは、よろ

づの名稱なども、字音ながら唱ふことは、をさゝゝなかりき。漢籍をよむにも、よまるるかぎりは訓にのみき」(記傳、訓法の

事)といふのも、必ずしも全體的にはあつてゐないことを知ら

なかつた(一九五〇頁)とあるように、「上代には字音語がなかつた」(九四四頁)とする当時の従来説を誤謬だと論断するところにある。

(五)また「次可知聲」とある字音声調についても「和音上聲去聲□□相通」とある。欠損部は残つた旁から「隨便」もしくは「随使」

とみられる。「和音」では上声と去声の場合によって相通するというのならば、同書以呂波歌にもあるアクセント表示に関わることかもしれないが、漢字原音のあり方と差異があることに自覚的であることになる。ここでは「レ」「ゝ」で代用したが、他に字音表記にのみ見える符号的な仮名は「我」「土」があり、「恒我レ」「童 土レ」などがある。築島裕氏は『金光明最勝王經音義』(古辞書音義集成卷12) 解題の中で「レ」を「ン」に翻刻している。ここでは音素符号相当の仮名運用とみて右のような代用字を用いた。

(六) 湯沢質幸(一九九六)『日本漢字音史論考』(勉誠社) 六三〇―六八頁に当該七二〇年詔に関する先行研究のまとめと湯沢氏の解釈が示されている。湯沢氏は「非難の対象が新たに作られた「別音」、したがってそれは正統な音から外れた「余音」であるということ」は、教授すべき音が伝統的なしかるべき音即吳音だったとされていたことを示していると解すべきでないか。すなわち、どう見ても長年使用してきしかるべき音を、自分勝手な「方法」でもって作り上げた「別音」だとか「余音」だとか朝廷が呼んだとは考えがたい(六七頁)とし、従来の「別音」「餘音」が吳音そのものを指すという見方を排して、しかるべき呉音系統誦音の規範から離れた音を「別音」「餘音」と称しているのだと明確に指摘している。ただし、天平六年(七三三)には出家者の資格に関連して「今より以後、道俗を論はず、唯法花經一部、或いは最勝王經一部を誦誦し、兼ねて礼仏を解し、淨行三年以上の者を取りて得度せしめば、学問 弥 長し」(天平六年十一月二十一日『統日本紀』)とあり、後の延暦十二年(七九三)には「制、今より以後、漢音を習ふにあらざれば得度せしむることなかれ」(延暦十

二年四月丙子『日本紀略』)という詔が出ている。ここからすれば誦誦音の性質にはなお課題が残るとはいえ、当該の「別音」「餘音」については湯沢氏に従う。

(七) もちろん全くの外国語(原音通りに発音される語)が混入しているという見方もできるけれども、その語形は仮名表記では写像できなかったと思われ、享受上に無訓のままであると予想される。しかし、ここでは「日本語化して取り込んできた方式」が誦誦された字音語であろうとの見立てから述べている。

(八) 漢字音の問題に関連して、日本語がモーラ言語であった可能性についてはすでに木田章義氏によって指摘がある。

木田章義(一九八八)『日本語の音節構造の歴史——「和語」と「漢語」——』(『漢語史の諸問題』京都大学人文科学研究所) 木田章義(一九九四)『音節構造の歴史』補説『国語学』178号)

木田章義(一九九八)『音節とモーラ』(『音声研究』2巻1号) 和語だけの世界ならこれで問題は無かった。しかし大量の特殊音を含む漢語は、このような特殊音を脱落させてしまえば単語の区別ができなくなる。漢語が浸透し始めると、特殊音を明瞭に発音しなければならなかったが、そのためには特殊音を他の音節と同じ重みで発音するしか方法はなかった。それは当時の日本語がモーラ構造であったからである。——中略——文字の普及や漢語の日常語への浸透など、まだまだ明らかになければならない問題が多く残っている。音節構造の問題はこういう周辺部分の考察も重要である。この問題は音韻論の一部ではあるが、音素論のような抽象的なものではない。(木田(一九九八))

とある。萬葉集の字余りを観察しても、かりに諸氏のいうシラビームなる構造が、仮名を含めて支配的であったのなら、もっと多様な字余り句が形成され得たはずであるが、ほとんどが句中に母音音節を含む場合に限られているという事実は、もともと唱詠法に関わることではあるけれども、和歌の定型が事実上句中の文字数で把握されるところに、既にモーラ構造が露出していても、さらに一字一音を基調とする仮名という表記単位があり、その中にどういうわけか聴き取れた漢字音の韻尾を二合仮名にする運用がある一方で、その韻尾を削除して略音仮名で運用することも許容している。音節のない言語は存在しないが、少なくとも我々が観察できる書記言語資料に照らせば上代にはモーラがあるとみても大きく誤らない。ただし、上代特殊仮名遣に関連して書き分けがアクセントのようなものに対応しているのではなく、二重母音表記を前提にした字母選択による書き分けであるのなら、あるいはシラビームなる構造があったという見方もできる。このあたりは木田氏がいうように周辺部分の考察が重要であって、恐らくモーラがあったとみるほうが矛盾が少ないが、木田予測の検証は日本語の音韻史と表記史の結節点を考える上で今後の課題である。

(九) 大野晋(一九五三)『上代仮名遣の研究』(岩波書店)が、仮名用法を漢字音の相違から解決することへの疑義を呈した吉澤義則(一九四八)『國語研究への提言』(『國語学』1号)を批判する言説は時代性を思えば当然のことだった。しかし、大野氏のような「所謂仮名遣といふ問題は、或る權威によつて定められた規範に従ふといふ意識から起る書記行為上の問題であつて——中略——音韻體系をそのままに示すものではない。」(一五頁)が甲乙両類のように書き分けられているという事実は音韻體系を反映して

いるのだという意見は、明らかに仮借表記から仮名用法を捉えていて吉澤氏の意図とは異なるように思う。大野氏の『世界言語概説下巻』(市河三喜・服部四郎編、一九五五年、研究社)での日本語の歴史に関する解説でも一貫しているが仮借と仮名の区別はないように見受けられる。けれども、吉澤氏の疑念は表記論からすれば当然の指摘で今なお未解決のように思う。その上で述べるならば、たとえば蜂矢真郷(二〇〇七)「上代特殊仮名遣に関する語彙」(『萬葉』198号)が掛詞や地名起源説話における甲乙両類の異なりが許容される場合を整理しているが、いわば仮名表記の世界に仮借由来の上代特殊仮名遣が包摂される側面が歌う場と語りの場という限定された中に露出したという見方もできよう。

(十) 「表記」の位置付けは佐野宏(二〇〇六)「書記論と表記論との発想の違いは何か」(『国文学』51巻4号)、佐野宏(二〇〇七)「倭文体の背景について」(『国語文字史の研究』10)を参照。なお付言すると、筆者は表記をテキストの次元で捉えている。書記行為が潜在的に読解行為を付帯していることから読解行為にもまた書記行為が付帯している。その双方の規定によって、事実としてはその都度、書き手によって表記体が決定するのだけれども、書記言語の社会的成立にあつては、読み手にもその意図が伝達される必要があるから、自由な文字選択を制限する表記法があるものと考えられる。ここに表記の種別が自覚され、表記の様式として、その言葉をいかに書くかということと、その文字列をいかに読むかという関係にあつて閉じられたものが成立すると考えるのである。これを筆者は「表記体」と称している。

(十一) 詳細は佐野宏(二〇一九)「仮名の成立について」(『万葉仮名と平仮名 その連続・不連続』三省堂)を参照。なお、佐野宏

(二〇一五) 『萬葉集における表記体と用字法について』(『国語国文』84巻4号)に「歌の表記体」について用字法制限による表記体の形成のモデルを記している。

(十二) 原音直読における「音読」に対して訓読上の日本語による字音読みとしては「和読」とでもいうべきではないかと金文京氏のご教示による。本稿では術語としての定義に触れられないが、行論上、直読との弁別の必要があるので用いた。

(十三) 「戯奴(變云「和氣」之為「わけがため」)(8・一四六〇)

「水魚曾懸有(懸有反云「佐義礼流」)(16・三八三九)のような和歌中の注記は明らかに訓を示しているからわかりやすいが、たとえば『新訳華嚴經音義私記』下巻に「蚊蟻 上可下音疑、訓安利乃古」とある一方で、他では「蚊」に「加安」ともある。この「加安」は二音節語なのか、反切風に示しただけで「可」とあるのと同じ一音節語かという問題もある。

(十四) 毛利正守(二〇〇三)「和文体以前の『倭文体』をめぐって」(『萬葉』185号)、毛利正守(二〇〇八)「倭文体の位置づけをめぐって——漢字文化圏の書記を視野に入れて」(『萬葉』202号)、佐野宏(二〇〇七)「倭文体の背景について」(『国語文字史の研究』10)を参照。毛利氏のいう「書記における日本語」は本稿にいう訓読上に「潜在的に認められる日本語文」を前提にした表記体に対する用語とみられる。「文体」の捉え方は論者によって異なるのあるところだが、言語場に即した「表記の場」を想定する立場からすれば、場の制御を行う文体的制約と具体的な表現としての表記体との二層に分けて捉えることになる。和歌の字余りがそうであるように、定型という「和歌表記の場」にその「字余り句」が表記として存在する。類比的に言えば「和歌における日本語」

の一樣態として字余り句があるということもできる。

(十五) 石山裕慈(二〇一六)「豪韻字の字音仮名遣いをめぐって」(『鈴屋学会報』33)に拠る。石山氏によって「字音仮名遣い」上の漢音・吳音の問題が簡潔に整理されている。

(十六) 有坂秀世(一九五五)『上代音韻攷』(三省堂)

(十七) 『金光明最勝王経音義』には「奏 曾字反」「揺 衣字反」「漂 へ字反」「博 八久反」「滯 天伊反」「醉 須伊反」といった仮名によって音写した字音表記がある他に、「蚊 文也、加阿」とあり、『新訳華嚴經音義私記』の「蚊 加安」と同様に二音節表記されたものがあるが、和語一音節語の音写というべきかもしれない。

(十八) 内田賢徳(二〇〇五)「漢字から仮名へ」(『朝倉漢字講座』漢字と日本語)朝倉書店)を参照。

(十九) 今野真二(二〇二一)「音を仮名でどう書くか——『落葉集』と『節用集』——」(『清泉女子大キリスト教文化研究所年報』第29巻)の中で、今野氏は『落葉集』の「字音仮名遣い」に関わって「漢字の「音」を仮名によって文字化する、あるいは漢語を仮名によって文字化する、ということが室町期に先立つ時期、室町期において、広く行なわれていたとは考えにくい」(五八頁)として、字音の仮名表記の規範が未成立であるとみた上で「猶「勇」「祐」などの字音について『落葉集』が「イウ」ではなく、「ゆう」を仮名書き音形として選んだということは、『落葉集』の選択といえよう」として日本語で読まれる場合の「表音的表記」のあり方を捉えている。字音を対象化していかに体系的・組織的に表記するかということ、字音を日本語の語彙としてどのように表記するかということは同じことのようにだが、後者のほうが原語から離れているだけに全体として俯瞰すれば離散的・個別的にな

りやすいように思われる。これを「揺れ」とする観点は多分に規範からのものだが、音義類にあるような字音への復原と萬葉集の倭語とのずれをここでは最大限に見積もっている。

(二十)「般」は「孤魯切、俗又音投」(『大広益会玉篇』)「度侯切」(『広韻』)「頭」の小韻(『内転第三十七開平声一等侯韻』(『韻鏡』)とある。後世の『音韻仮字用例』ではトウの仮名違いである。仮名では「尔波母之頭氣師」(萬・卷3・三八八)のように濁音仮名

ヅに用いられる。

(二十一) 宮本徹、松江崇(二〇一九)『漢文の読み方——原点読解の基礎——』(放送大学振興会)「漢字と漢字音」(宮本氏執筆)参照。ただし、ここでは仮名字母選定についての傾向を言っているのであって、中国語でのそれとは異なる。

(さの) ひろし・本学大学院人間・環境学研究科教授